

論 文

中小企業向け IFRS の概要と特徴

京都学園大学 経営学部

藤川 義雄

要 旨

2009年7月、IASBはIFRS for SMEs（中小企業向け会計基準）を公表した。この会計基準書は完全版IFRSをもとに簡素化されて作成された35のセクションから構成されている。この基準書は、(1) 中小企業向けと謳いながら規模による要件を設げず、質的な要件によって適用対象を決めていること、(2) これまでに公表されている会計基準から独立した基準書として位置づけられていること、(3) IASBが目指す高品質で透明性の高い一組の会計基準の中に位置づけられ、他のIFRSと同じ概念フレームワークに依拠しながら、コスト・ベネフィットとユーザー・ニーズという独自の規準を追加し、簡素化を図っていること、といった特徴を有している。この基準書の公開草案から最終基準書に至る結論の背景を中心に、総論的部分の概要を紹介していく。

キーワード: IFRS SME 中小企業向け会計基準 コンバージェンス

1. はじめに

2009年6月30日、金融庁の企業会計審議会は「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を公表した。その中で特に注目されるのは、国際会計基準、つまり国際財務報告基準(IFRS)の適用に向けてのロードマップに言及している点である。それによれば、国際的な財務・事業活動を行っており、一定の条件を満たす企業について、企業の連結財務諸表およびその上場子会社の連結財務諸表を対象に、国際会計基準の2010年3月期からの任意適用を認めることとした。IFRS強制適用については、その是非および適用対象を含めて2012年までに最終判断されることになっており、強制適用が認められた場合、その適用開始は2015年または2016年とされている。強制適用については、2009年2月に公表された公開草案の段階では、「上場企業の連結財務諸表を一斉にIFRSに移行」と一斉適用を明記していたが、中間報告案では「段階的に適用するか、一斉に適用するかは、IFRSの強制適用を判断する際に、改めて検討・決定」と少し後退した印象を受ける表現になっている。

日本に国際会計基準が導入された場合、その直接的な影響を受けるのは上場企業を中心とした金融商品取引法の適用対象となる企業群であるが、中小企業については今後どのような影響が生じてくるのであろうか。

日本が国際会計基準を導入する方向に大きく舵を取る中、上場企業ばかりではなく、中小企業の会計にも大きな影響を与える可能性のある基準書が2009年7月9日、国際会計基準審議会(IASB)から公表された。この*IFRS for SMEs*は、Small and Medium-sized Entities(SME)、つまり中小企業のニーズと能力に合わせて作られた約230ページの独立した基準書である。また基準書の背景を説明するために、結論の根拠(Basis for Conclusions; BC)が別冊となっており、基準書の一部を構成している。

この基準書は、資産、負債、収益及び費用の認識と測定に関する完全版IFRSの原則の多くを簡素化し、中小企業に関連性のない項目は省略するとともに、要求される開示の数を大幅に削減して作成されている。中小企業の報告上の負荷をさらに軽減するために、IFRSの改訂は3年に1回に限定される。

本稿は、SME基準の概要として、セクション1から7までに示される基準の概要を公開草案と比較しながら簡単に紹介しその特徴を明らかにするとともに、そのような基準に集約された背景を結論の根拠から要約して紹介していきたい。さらに、それをヒントに日本の中小企業会計のあり方を考える足掛かりとすることを目的にしている。

2. 中小企業向けIFRSの概要

2009年7月9日、IASBは「中小企業向けIFRS、*IFRS for SMEs*」を公表した。SME基準への取り組みの背景として、2000年にIASC(国際会計基準委員会)からIASB(国際会計基準審議会)に改組されたときから問題認識が引き継がれていること、IASBの上位機関である国際会計基準委員会財団(IASC Foundation)の2002年次報告書には評議会から新興経済(NIES)とSMEに対する会計基準の調査研究を支援する旨の報告があったことなどが説明されている(BC1-3)。SMEに対する会計基準の公表までには、2004年6月のディスカッション・ペーパー、2007年2月の公開草案、公開草案公表後のフィールド・テストの実施¹と、通常の基準設定と同様の正規のプロセスを経ている。フィールド・テストの目的は、(1)公開草案の中の理解し難い箇所の把握、(2)公開草案には記載されていないが、SMEが直面した取引事象の把握及びその場合の完全版IFRSの参照状況、(3)公開草案で求められた情報は作成できるが過度な負担が生じる状況の把握、(4)現行の財務報告の実務慣行からSME基準への変更の程度の評価、(5)許容された会計方針の選択状況、(6)零細企業及び開発途上国の問題の評価、(7)解釈指針の必要性などを評価するためであった(BC21)。

(1) SME基準の必要性

周知の通り、IFRSは国際的な資本市場間での比較可能性を高め、高品質で透明性の高い一組の会計基準を提供することを目的としている。直接的に資本市場から資金調達を行うわけではないSMEにつ

¹ フィールド・テストには、20カ国116社が参加しているが、そのうち約35%が従業員10人以下の企業、約35%が従業員11人~50人の企業である。また過半数が銀行融資あるいは当座貸越があり、1/3は海外での事業活動があつた(BC20)。

いて、国際会計基準を必要とする理由はどこにあるのだろうか。IASB が作成しようとしている SME 基準は、株主、債権者、従業員、公共機関などの広範な利用者が利用できる一般目的の財務諸表を作成するための一組の基準である(BC49)。IASB は、世界的な財務報告基準が公開された資本市場で証券が取引されるような企業に限定されるわけではなく、共通の会計基準により SME 自身や SME の財務情報の利用者が便宜を得ることができるとして、具体的に以下のように説明している(BC37)。

- (a) 銀行は、国境を越えて融資しており、多国籍に営業している。ほとんどの地域において、非常に小規模のものを含めて過半数の SME が銀行からの借入を利用している。銀行は、融資の可否、融資条件、利子率などを決定するに際して財務諸表に依存する。
- (b) 売り手側は、他国にいる買い手に対して信用を供与する前に、財務的な健全性を評価したい。
- (c) 格付機関は国境を越えて統一的な格付けを行おうとしている。同様に、銀行その他の機関も格付機関と同じような方法で格付けを行っている。報告された財務情報は格付け過程において必須な情報である。
- (d) 多くの SME は、海外の取引先を有し、相手先の財務諸表を用いて長期的な業務関係の見通しを評価する。
- (e) ベンチャーキャピタルは国境を越えて SME に投資している。
- (f) 多くの SME には日々の経営に関与しない外部の投資家が存在する。一般目的の財務諸表作成のための世界的な会計基準と、それによる比較可能性は、海外にいる投資家にとって、特に重要である。

日本の企業を前提にこのような利用者を想定すると、海外取引先の信用調査あたりが現実的な利用のあり方であろう。IASB が金融機関など幅広い利用者を想定している背景には、資本市場が未発達で間接金融も国外資本に依存しているような新興経済国向けの会計基準を想定しているのではないかと思われる。

(2) SME 基準と完全版 IFRS の異同

IASB は SME 基準を作成することが IASB の使命と矛盾しないとしている。つまり、IFRS の主要な目的は、IASB の設立趣意書および IFRS の序文に書かれている「公共の関心のもとに、世界中の資本市場の参加者や他の情報利用者が経済的の意思決定を行うことを助けるために必要とされる、高品質、透明かつ比較可能な情報を財務諸表や他の財務報告が有するような、高品質、理解可能で、実行可能な一組の世界的な会計基準を開発すること」である。ここで「一組の」ということは、世界的に類似の状況にあるすべての企業は同じ基準に従うべきであるということである。しかしながら、SME の置かれている状況が大規模かつ公的な会計責任を有する企業とは異なる点として以下のようない点をあげている (BC42)。

- (a) 企業の財務諸表の利用者とそのニーズ
 - (b) これらの利用者がどのように財務諸表を利用しているか
 - (c) 企業が活用できる会計専門家の深さおよび広がり
 - (d) 大規模かつ公的な会計責任を有する企業と同様の基準に従うためのコストに耐えうるか
- SME の財務諸表の利用者は、上場企業などの財務諸表の利用者に比べて、完全版 IFRS に従って作

成された一般目的の財務諸表の中のいくつかの情報にはあまり関心を示さないであろう。たとえば、SME の情報利用者は、長期のキャッシュ・フロー、損益、企業価値など将来予測のための情報よりも短期のキャッシュ・フロー、流動性、インタレスト・カバレッジ、過去の損益傾向などにより大きな関心を持つであろう。一方で、SME の財務諸表の利用者は上場企業の財務諸表には表示されないような情報を求めている。つまり、SME は一般的な資本市場の代わりに、役員や取引先から資本提供を受けたり、銀行融資を受けるために役員が個人資産を担保に提供することもある。多くの場合、SME の会計情報利用者は公開企業に比べてはるかに範囲も狭く、情報ニーズも限定的である。このような企業環境とニーズの違いを認識しつつも、この SME 基準は、完全版 IFRS の基本コンセプトをそのまま引き継ぎながら簡素化を図るという方針のもとに策定されており、独自の会計基準というよりも完全版 IFRS の要約版という性格を有している。

要約版と言いつながら、SME 基準において削除された項目は、一株当たり利益(IFRS3)、中間財務報告、セグメント情報(IFRS8)、販売用資産の特別な処理の 4 つのみである。

また、会計方針のオプションのうち複雑な処理は除外されているが、金融商品の分類の簡略化、あるいは若干の公正価値の適用制限など数項目に限られている(図表 1 参照)。

図表1. 認識・測定の簡素化

(1)	金融商品	① 4分類から2分類に削減(売却可能と満期保有を不採用) ② 認識の中止に関するテスト(パス・スルーと継続的関与の省略) ③ ヘッジ対象を4つに限定
(2)	のれんその他の無形資産	見積耐用年数にわたり償却(耐用年数の見積もりが信頼できない場合10年)
(3)	関連会社・ジョイント・チャレンジャーへの投資	原価法および公正価値モデルの容認
(4)	研究開発費・借入費用	費用として認識
(5)	有形固定資産・無形資産	毎年度ではなく、変化の兆候があったときに残存価額等を見直し
(6)	確定給付型年金制度	① 過去勤務費用は損益で直接認識 ② 保険数理差損益は損益またはその他の包括利益で直接認識 ③ 確定給付債務・費用の測定の簡素化
(7)	所得税	公開草案「法人所得税」(2009.3)に準拠
(8)	生物資産	公正価値はそれが容易に算定できる場合に適用
(9)	持分決済型株式報酬	公正価値について取締役の最善の見積もりを容認

(3) 適用の範囲

この基準書は「中小企業向け IFRS」というタイトルがついているが、では適用対象となる中小企業をどのように規定しているのであろうか。

基準書の中では、(a) 一般への会計責任(public accountability)を有しない、(b) 経営に関与しない所有者、現在及び潜在的債権者、格付け機関などの外部利用者向けに一般目的の財務諸表を作成していることとしている。つまり、SME 向け IFRS と謳いつながら、スマートとかミディアムといったサイズに

² 一般への会計責任を有するのは、(a) 負債証券または持分証券が公開市場で取引されているか、発行準備過程にあるもの、(b) 基本的な事業の一環として広範な外部集団からの信用能力に基づく資産を有する企業(銀行、保険、証券会社など)とされている (SI.3)。

よって対象を規定するのではなく、適用対象企業は質的な要件によってのみ判定されることになる。この点について、公開草案の段階では従業員がおよそ 50 人程度の会社を想定していたことを明示していたが、量的な基準は一切省かれている。この点について、IASB は、①IFRS を採用する 100 カ国以上の国すべてにおいて適用可能であり、また長期に利用できる量的基準を見つけることは不可能であること、②どのような企業に SME 基準を要求するかあるいは許可するか、または SME 基準を用いるか完全版 IFRS を用いるかという規模の規定を設けることは各国の規制機関に任せられるとしている(BC69-70)。規模に対して何ら条件をつけることなく SME という用語を用いていていることについて、IASB は以下のように説明している(BC78-79)。

IASB は公開草案公表後も代替的な用語として「一般に会計責任を有しない企業」(Non-publicly accountable entities; NPAE)の使用を考えていた。しかし中小企業あるいはその略語としての SME のように広く認知された用語ではなく、また小規模企業は一般的な会計責任を有しないかのような誤解を招く恐れがある。また私的企业(Private entities)という用語も検討されたが、この用語は北米においてはここでいう SME と同義で用いられているのに対し、国家が企業資本の所有者であるような地域では、私的企业とは政府による所有のない企業のことを指し、誤解を与える恐れがある。

SME 基準を適用するかどうかは、あくまでも各国の規制機関の判断によるところとなるが、その判断基準は一般への会計責任を有するかどうかという点で判断されなければならない。したがって、規模的には SME 基準に該当しても上場している場合には完全版 IFRS が適用されるべきである。また、親会社が完全版 IFRS を適用している子会社については、その会社が一般への会計責任を有していないのであれば SME 基準を適用することは許容されている。この点、討議資料では、親会社が完全版 IFRS を採用している子会社は完全版 IFRS に従うこととされていた。しかし、連結目的に作成される財務諸表と個別の財務諸表では重要性の判断基準が異なること、また、親会社の状況ではなく子会社の一般への会計責任の有無の状況によって SME 基準を適用すべきかどうかであるというコメントを反映し、公開草案では完全版 IFRS の認識・測定に従い、開示のみ簡素化することができると修正されていた。認識・測定について親会社と同じ基準に従うことは、連結情報を作成しやすくする狙いがあった。しかし、それでは、完全版 IFRS と SME 基準を選択的に適用することを認めることになること、あるいはどちらともつかないハイブリッドな基準になってしまうことを危惧したためである。親会社が完全版 IFRS を採用している場合、子会社は完全版 IFRS を採用することは認められるが、SME 基準との「いいとこどり」('pick and choose')は認められない(BC65-67)。

(4) 独立した基準書

SME 基準書は、完全版 IFRS を簡素化して作成された基準本体と用語集を 35 のセクションにまとめて構成された一つの独立した基準書である。

基準書の構成は、SME の定義(S1)、概念フレームワークと広汎な原則(S2)、財務諸表の表示と各財務諸表(S3-7)、注記(S8)、連結と個別の財務諸表(S9)、会計方針、見積もりと誤謬(S10)と続き、セクション 11～35 は個別の事象に関する基準となっている(図表 2 参照)。また基準書の背景を説明するために、結論の根拠(Basis for Conclusions; BC) が別冊となっており、基準書の一部を構成している。

SME 基準書の作成にあたっては、中小企業との関連が乏しい部分が削除され、また会計処理に複数のオプションがある場合には単純なオプションが指示されるなどの簡素化が図られている。公開草案では、SME 基準書を完全版 IFRS からできる限り簡素化し、スリムダウン化した形で提供することを意図して、ページ数を少なくし典型的な処理の記載にとどめて完全版 IFRS への参照項目を増やすアプローチをとっていた。一つ目のケースは、IFRS が複数の会計方針を許容している場合、SME 基準も同様の選択肢が認められるべきであるという考えに立っていた。つまり、SME 基準には簡便な方法を記載し、オプションとして完全版 IFRS を参照することが可能であった。2 つ目の想定は、典型的な SME にはあまり生じないような取引や経済状況に対して必要な問題について SME 基準からは削除し、該当する規定がない場合には完全版 IFRS を参照することで補完することとされていた。

しかしながら、独立した一つの基準書として完結すべきであるとする意見がコメントレターのうちの 60%以上であったことや、ワーキング・グループメンバーからも完全な独立文書とすべきであるという強い推奨があり、23ヶ所あった相互参照は一つを除いて SME 基準本体に取り込まれることになった(BC81-83)³。独立文書とすべきであるという主な理由は以下のようなものである。

- ・ 独立した文書であるほうがわかりやすく、使いやすいこと。相互参照にすると、利用者は SME 基準と完全版 IFRS の双方に精通する必要があること。
- ・ 完全版 IFRS と相互参照にすると、SME 基準を策定するに際して意図したユーザーのニーズとコスト・ベネフィットという二つの規準(criteria)を満足できなくなるが、独立した文書にすることによって、認識・測定および開示の簡素化が実現可能であり、二つの規準を満たすことが可能になる。
- ・ 相互参照している部分について、「バージョン・コントロール」の問題が生じる。つまり、IAS、IFRS または解釈指針が修正されたり、改定された場合、相互参照される部分に自動的に変更が生じたとすべきであるか、あるいは修正前の規定や解釈が生きていると考えるべきであろうか。自動的に修正されると考えるならば、SME 基準の見直しは 3 年毎とする IASB の計画よりも頻繁に修正が生じてしまう。また、SME に対して完全版 IFRS の改訂を常に確認するよう求めることになってしまふ。しかし、以前のバージョンの相互参照が有効であるとするならば、どのバージョンの基準が適用されるのか混乱を招くし、特にその参照部分が他の基準を参照している場合にはより複雑になる。また、完全版 IFRS を採用する企業との比較可能性も失われてしまうことになる。さらには、完全版 IFRS の改定が事実上 SME 基準の改定である場合、SME も基準改定に伴うデュー・プロセスに巻き込まれることになるが、これは SME にとって負担が大きくなる。

また、SME 基準を一つの独立した基準書として完結させるために、基準本体の第 2 セクションには、会計処理に際して判断基準となる要求事項、ガイダンス、そして資産、負債、収益、費用の定義、認識・測定基準を取り込んでいる。さらに解釈指針も SME 基準本体の中に取り込まれている(BC86)。

³ 唯一の例外は金融商品についての処理であり、SME 基準か IAS39 号「金融商品：認識と測定」かの選択適用が認められている。さらに、IAS39 号の適用を選択した場合でも、開示において IFRS7 号「金融商品：開示」ではなく、SME 基準によることが認められている (S.11-12)。

図表2. 中小企業向けIFRSの構成

セクション	内容	対応するIFRSs
	序文	IFRS序文
1	中小企業	
2	諸概念および広く認められた諸原則	IASBフレームワーク IAS1号
3	財務諸表の表示	IAS1号
4	財政状態計算書	IAS1号
5	包括利益計算書および損益計算書	IAS1号
6	持分変動計算書および利益剰余金計算書	IAS1号
7	キャッシュ・フロー計算書	IAS7号
8	財務諸表への注記	IAS1号
9	連結および個別財務諸表	IAS27号
10	会計方針、見積りおよび誤謬	IAS8号
11	基本的な金融商品	IAS32号
12	その他の金融商品	IAS39号
13	棚卸資産	IAS2号
14	関連会社に対する投資	IAS28号
15	ジョイント・ベンチャーに対する投資	IAS31号
16	投資不動産	IAS40号
17	有形固定資産	IAS16号
18	のれん以外の無形資産	IAS38号
19	企業結合およびのれん	IFRS3号
20	リース	IAS17号
21	引当金および偶発事象	IAS37号
22	負債および持分	IAS1号 IAS32号
23	収益	IAS11号 IAS18号
24	政府補助金	IAS20号
25	借入費用	IAS23号
26	株式報酬	IFRS2号
27	資産の減損	IAS2号 IAS36号
28	従業員給付	IAS19号
29	法人所得税	IAS12号
30	外貨換算	IAS21号
31	ハイパー・インフレーション	IAS29号
32	後発事象	IAS10号
33	関係者についての開示	IAS24号
34	特殊活動	IAS41号 IFRS6号
35	SME向けIFRSへの移行	IFRS1号

(5) 概念フレームワーク

セクション2では、SME基準に対応する財務情報の質的特性、財務諸表の構成要素、認識と測定などの概念フレームワークを記載している。SMEの財務諸表の作成目的は、特定の情報ニーズではなく、広汎な利用者の経済的意思決定に有用な財政状態、業績、そしてキャッシュ・フローに関する情報を提供することである(S.2.2-3)。財務情報の質的特性として、理解可能性、目的適合性(Relevance)、具体性(Materiality)、信頼性、実質優先、慎重性(Prudence)、完全性、比較可能性、適時性、そしてコスト・ベネフィットのバランスを上げている(S.2.4-14)。これらの概念は1989年に当時の国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee: IASC)から公表された『財務諸表の作成および表

示に関する概念フレームワーク』からほぼそのまま導入されたものである。それを SME のために簡素化するための 2 つの規準(criteria)として、前述したユーザー・ニーズとコスト・ベネフィットという規準が設定されている。

ただし、現在 IASB は概念フレームワークについて再検討中であり、目的と質的特性については公開草案を公表している。SME 基準においては、この内容は反映されていない。また、便益を享受する者として、外部利用者に加え、経営者の意思決定にも有用かもしれないという記述が加えられている (S.2.13-14)。

(6) 財務諸表の体系

この SME 基準は、投資家、債権者、取引先、公共機関等の広範な利用者を想定する一般目的の財務諸表を作成するための基準である。配当可能利益の計算や課税所得算定のための財務諸表は特別目的財務諸表とされており、必要に応じて各国での調整に委ねられている (BC49-52)。

この基準書で求められている財務諸表は、財政状態計算書 (S4)、包括利益計算書 (S5)、株主持分変動計算書および利益および留保利益計算書(S6)、そしてキャッシュ・フロー計算書(S7)である。包括利益計算書は、1 計算書方式または 2 計算書方式のいずれを採用してもよく、またキャッシュ・フロー計算書については、直接法、間接法のいずれの採用も認められている。

現在 IASB では財務諸表の表示プロジェクトが進行中であるが、SME 基準で規定されている財務諸表は従来通りの様式となっている。完全版 IFRS の報告様式に変更があった場合、SME 基準にもいずれ反映される可能性は高いであろう。

3. 結び

このような SME 向け IFRS は、今後わが国の会計制度にどのような影響を与えるであろうか。IASB はこの基準の即時適用を承認しているが、各国における任意適用、強制適用、または適用禁止は各国の判断によることとしている。太陽 ASG グループが 2009 年 10 月～11 月に世界 36か国を対象に行った調査では、SME 基準はブラジル、香港、フィリピンなどすでに採用されており、また他の数か国が適用する計画を持っているという⁴。同法人の公認会計士、新井達哉氏は、同ニュース・リリースに寄せて「日本の非上場中堅企業の多くは海外展開や国際的な資金調達を行うことはまれではあるが、一部の企業は、既に海外に生産工場や販売会社といった事業拠点を保有し、海外での資金調達ニーズも高まっている。こうした状況から、今後は、「IFRS」又は「IFRS for SMEs」の導入が、非上場中堅企業の事業規模の拡大に応じたグローバルな展開を、これまでよりも容易にさせる一要素になるものと思われる。」とコメントしている⁵。日本企業に対する直接的な影響は、このようにグローバルに事業を展開している非上場中小企業と言えるであろう。

日本国内での影響を考えると、かりに日本が 2015 年または 2016 年から IFRS を採用することを決定し

⁴ 太陽 ASG プレスリリース 「中小企業の意識調査」 2010 年 7 月 10 日 http://www.gtjapan.com/pdf/press/press_20100701.pdf

⁵ 同上

たとしても、その適用は、上場企業の、しかも連結決算についてとなる公算が高い。したがってただちにSME基準がそのまま採用される可能性はほぼゼロに等しく、直接的な影響がすぐに出ることは考えにくい。しかしながら、会社法は「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」(431条)と定めており、企業会計の慣行の一部である企業会計基準がコンバージェンスの影響を受けている以上、中小企業に対する会計基準も、すでにコンバージェンスの影響を間接的に受け変化しているのである。

わが国においても中小企業のための会計基準があらためて注目されており、中小企業庁は「中小企業に関する研究会」が2010年2月に、公益財団法人財務会計基準機構は「非上場会社の会計基準に関する懇談会」が3月に、それぞれ検討を開始した。民間4団体(日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会)による「中小企業の会計に関する指針」が公表されているにも関わらず、中小企業に対する会計基準の検討が複数の団体で同時進行していることは、それだけ基準の整備が急務であると認識されているからである。

日本の会計制度は、確定決算主義という重要な特徴に支えられてきた。財務会計と税務会計の一体化によって、中小企業の会計業務負担が大きく軽減されてきたことは疑いない。

IFRSのSME基準においては、完全版IFRSとの整合性やそれへの移行の容易さが重視され、全体として一組の会計基準の中に位置づけられている。しかし、そもそも中小企業は企業属性も会計目的も、上場企業とは異なっているのであり、日本の社会慣行や経済的実態に即した中小企業向けの会計基準の再整備は、日本の会計制度そのものの方にかかわる重要かつ緊急な課題であることを改めて認識する必要があろう。

参考文献

International Accounting Standard Board [2004], *Discussion Paper Preliminary Views on Accounting Standards for Small and Medium-sized Entities*, International Accounting Standards Board.

——— [2007a], *Exposure Draft of a Proposed IFRS for Small and Medium-sized Entities*, International Accounting Standards Board.

——— [2007b], *Basis for Conclusions on Exposure Draft IFRS for Small and Medium-sized Entities*, International Accounting Standards Board.

——— [2009a], *Basis for Conclusions on IFRS for SMEs*, International Accounting Standards Board.

——— [2009b], *IFRS for SMEs*, International Accounting Standards Board.

安藤英義 [2010] 「IFRSの影響と中小企業の会計」『季刊会計基準』29巻2-5ページ。

河崎照行[2009a] 「IFRS導入とわが国のあるべき会計制度」『TKC』11月号

河崎照行[2009b] 「IFRS(国際財務報告基準)導入と「中小企業会計」のゆくえ」『TKC』12月号 18-21ページ。

小見山満・石井和敏[2009] 「IASB-IFRS for SMEs(中小企業向け国際財務報告基準)の概要」 『金融・監査ジャーナル』 No.652 11月号、41-47ページ。

平賀正剛[2010] 「『中小企業のための IFRS』に関する一考察」『国際会計研究学会年報』2009年版。

157-170 ページ。

太陽ASG プレスリリース 「中小企業の意識調査」 2010 年 7 月 10 日

http://www.gtjapan.com/pdf/press/press_20100701.pdf